

取引停止業者一覧

「国立大学法人香川大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき、下記のとおり取引停止の措置を講じたので公表します。

対象法人名	所在地	取引停止期間	取引停止理由
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	令和8年8月27日から 令和8年9月26日まで	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社は、内閣官房、内閣府と令和8年4月1日に契約を締結した「令和8年度調達複写機（高速機）の保守等業務」等に係る契約の業務において、使用人による不正な行為が認められ、会社としても不誠実な行為があったと判断された。 これは、本学が定めている「国立大学法人香川大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第3（取引停止の措置）及び別表第18号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、取引停止措置（1ヶ月）を講じることとした。